

平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの人

日本脳炎予防接種 特例措置について

平成17年度から21年度にかけての積極的勧奨差し控えにより、日本脳炎予防接種が完了していない人（平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの人）は、9歳以上13歳未満の間に日本脳炎の定期予防接種が受けられます。

倉吉市では、下記のとおり、日本脳炎定期予防接種を実施いたします。

◎ 日本脳炎第1期(計3回)が終了していない人は、9歳以上13歳未満の間に未接種分を受けることができます。

◎ 9歳以上の人で、第1期(計3回)が終了した人は、第2期の接種を13歳未満まで受けることができます。

※平成19年4月2日以降生まれの人は、9歳の誕生月に個人通知しています。

母子健康手帳を確認のうえ、接種が終了していない人で接種券をお持ちでない方は、下記問合せ先へご連絡ください。



接種スケジュール

【第1期を全く受けてない人】

9歳以上13歳未満の間に、6日から28日の間隔で初回接種2回、その後概ね1年（少なくとも6月以上）おいて追加接種を1回する。

【平成22年3月31日までに第1期を1回又は2回受けている人】

9歳以上13歳未満の間に、第1期の残りの回数を、6日以上の間隔をあけて接種する。

【平成22年4月1日以降に第1期を1回又は2回受けている人】

9歳以上13歳未満の間に、第1期を通常のスケジュール通り接種する。（初回2回目と追加接種は6月以上あける。）

【第2期の接種を受けてない人】

9歳以上13歳未満の間に、第1期終了後、6日以上間隔をおいて1回接種する。（制度上は、6日以上の間隔をおけば接種可能ですが、通常、第1期終了後概ね5年後に接種するものであり、この間隔を参考に医師に相談のうえ接種してください。）

※接種スケジュールについてご不明な点などは、お問い合わせください。

【問合せ先】 倉吉市子ども家庭課 すこやか支援係 電話 (0858) 27-0031